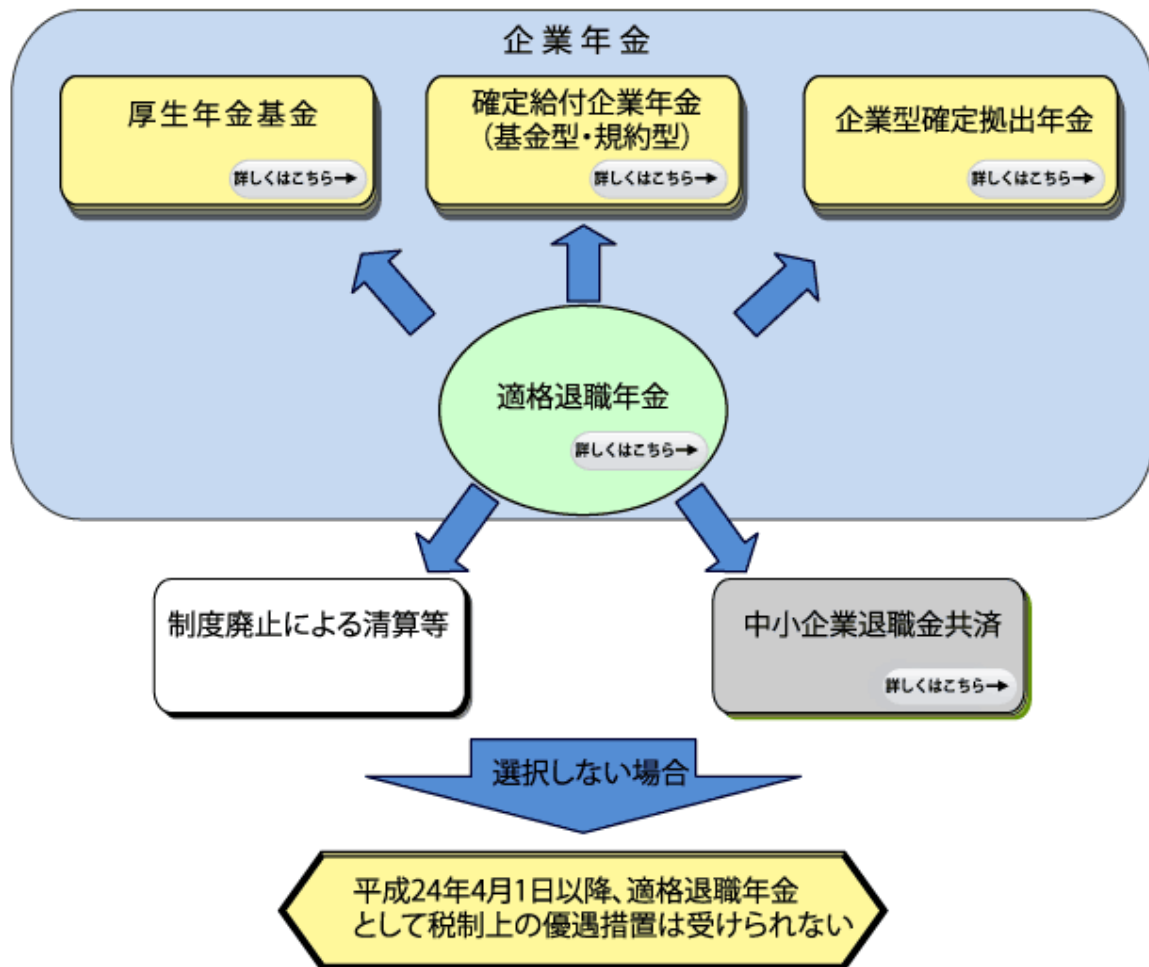


<適格退職年金から他制度への移行等>

平成24年3月までにいずれかを選択



現行制度(適格退職年金)と移行後の制度の比較

		現行の制度		移行後の制度				
		適格退職年金		年金			退職(一時)金	
		厚生年金基金	確定給付企業年金(基金型・規約型)	確定拠出年金(企業型)	中小企業退職金共済			
加入対象		企業の事業所に使用される従業員	厚生年金適用事業所に使用される従業員	厚生年金適用事業所に使用される60歳未満の従業員	中小企業事業所に使用される従業員			
掛金		全額事業主負担(一部加入者負担も可)	原則労使折半、規約により事業主負担割合を増額できる	全額事業主負担(一部加入者負担も可)	全額事業主負担	全額事業主負担		
資産運用		信託・生命保険会社等	信託・生命保険会社等	信託・生命保険会社等	加入者が運用指示を行う	中退共が行う		
給付	給付額	加入期間における給与等の額により給付額が算定される	加入員の標準給与及び加入員であった期間により給付額が算定される	加入期間における給与等の額により給付額が算定される	従業員ごとに拠出された掛金の運用成績により給付額が算定される。	従業員ごとに掛金月額を設定し、掛金納付月数により給付額が算定される		
	開始時	退職時即時	規約に定める年齢	規約に定める年齢	原則60歳	企業からの退職時		
	期間	年金は終身又は有期(5年以上)	年金は原則として終身	年金は終身又は有期(5年以上)	年金(年金給付は原則として5年以上)	一時金又は分割払い(5年又は10年)		
税制	掛金	事業主:全額損金又は必要経費 加入員:生命保険料控除	事業主:全額損金又は必要経費 加入員:社会保険料控除	事業主:全額損金又は必要経費 加入員:生命保険料控除	全額損金又は必要経費	全額損金又は必要経費		
	運用	特別法人税課税1.173%(国税1%、地方税0.173%) 注記:平成22年度まで凍結	非課税。 ただし、積立金のうち代行部分の3.23倍を超える部分について1.173%の特別法人税課税 注記:平成22年度まで凍結	特別法人税課税1.173%(国税1%、地方税0.173%) 注記:平成22年度まで凍結	特別法人税課税1.173%(国税1%、地方税0.173%) 注記:平成22年度まで凍結	-		
	給付	年金	雑所得課税(公的年金等控除適用)	雑所得課税(公的年金等控除適用)	雑所得課税(公的年金等控除適用)	雑所得課税(公的年金等控除適用)	-	
		一時金	退職所得課税	退職所得課税	退職所得課税	退職所得課税	退職所得課税分割払:雑所得課税(公的年金等控除適用)	

企業(事業主)側からみた制度の比較

		現行の制度		移行後の制度			
		適格退職年金		年金			退職(一時)金
		厚生年金基金	確定給付企業年金(基金型・規約型)	確定拠出年金(企業型)	中小企業退職金共済		
事業主の立場	退職給付債務	運用結果に応じて追加負担あり	運用結果に応じて追加負担あり	運用結果に応じて追加負担あり	退職給付債務は負わない	退職給付債務は負わない	
	損金効果(拠出額全額)	○	○	○	○	○	
	拠出額上限	なし	なし	あり	あり	あり	
	適年からの移行額限度	—	なし(権利義務承継の場合)	なし(権利義務承継の場合)	なし	なし	
	積立資産に特別法人税等課税(平成22年度まで凍結中)	○	×	○	○	×	
	事務手数料	あり	あり	あり	あり(管理・投資教育等の手数料)	なし	
	自己都合退職の水準抑制	○	○	○	×(勤続3年未満⇒掛金の返還請求可)	×	
	従業員数の制限	なし	あり(単独・連合での設立の場合従業員1000人以上)	基金型⇒あり(従業員300人以上) 規約型⇒なし	なし	あり(中小企業のみ加入可)	